

令和2年度決算に基づく
大東市健全化判断比率
審 査 意 見 書

大東市監査委員

大東監第108号
令和3年9月2日

大東市長 東坂 浩一様

大東市監査委員

乗本 良一

石垣 直紀

令和2年度決算に基づく健全化判断比率
に対する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により審査に付された
健全化判断比率に対する審査結果の意見を、次のとおり提出します。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく健全化判断比率

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	(%) —	(%) 12.10	
連結実質赤字比率	—	17.10	
実質公債費比率	6.2	25.00	
将来負担比率	—	350.00	

(2) 是正改善を要する事項等

特に指摘すべき事項はない。

印刷物番号

3 - 5 0
